

開催年月日 令和2年9月23日(水)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員
 答弁者 知 事 鈴木 直道
 保健福祉部長 三瓶 徹

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>四 道民生活について</p> <p>(一) インフルエンザ対策等について</p> <p>1 10月からのワクチン供給の見通しについて 厚生労働省は「65歳以上の高齢者等」は「10月前半からワクチン接種を開始」としているが、10月初めから必要量が確保できるのか、見通しを伺います。</p> <p>2 ワクチンの流通等の改善について 今年は、例年より接種希望者が増えることが予想されるため、道は、卸業者に対し、医療機関から一括発注だけでなく、随時、追加発注を受け付けるなど柔軟な対応を求め、安定供給に役割を果たすべきですが、いかがか伺います。</p> <p>(二) 国民健康保険等について</p> <p>1 社会保障制度としての国民健康保険について 1938年施行の旧国民健康保険法第1条で「国民健康保険は相扶共済」とされましたが、現国民健康保険法第1条では「社会保障および国民保健の向上に寄与する」とされており、その違いは、社会保障として位置付けられたことと考えられますが、いかがですか。 また、国民健康保険制度の憲法第25条との関係について、知事の見解を伺います。</p>	<p>【保健福祉部長】 インフルエンザワクチンの接種についてではありますが、国では、新型コロナウイルス感染症の流行が懸念される中、冬に向けて、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることを踏まえ、予防接種法に基づく定期接種対象者である65歳以上の方を、優先的に10月1日から接種を行うこととしております。 また、今シーズンのインフルエンザワクチンは、昨年より多い約6,400万回分が供給される見込みとなっておりまして、このうち、約3,000万回分は、この時期に供給される予定と伺っているところでございます。 道としては、65歳以上の方等がワクチン接種を希望する場合に、その機会を逸することのないよう、市町村や医療機関等と連携しながら、接種の時期についての呼びかけを行うなどして、インフルエンザワクチンの円滑な接種に努めてまいります。</p> <p>【知事】 インフルエンザワクチンの供給についてではありますが、道では、ワクチンの効率的な使用と安定供給に関する国の方針を踏まえ、「インフルエンザワクチン安定供給方針」を毎年策定しており、今シーズンは、新型コロナウイルス感染症の影響により、インフルエンザワクチンの需要が高まる可能性があることから、今年の方針には、医薬品卸売販売業者に対して、医療機関からの発注に適切かつ柔軟に対応することなどを盛り込んだところであります。 道としては、今後、この方針に基づき、医薬品卸売販売業者のワクチン在庫量や流通状況、医療機関のワクチン需給状況などを適切に把握するとともに、医師会等の関係機関と連携・協力し、インフルエンザワクチンの安定供給に努めてまいります。</p> <p>【保健福祉部長】 国民健康保険制度についてでございますが、社会保障、社会福祉、公的扶助及び公衆衛生からなる社会保障制度のうち、国保は社会保険のひとつでございます。昭和13年施行の旧国保法では、運営主体を国保組合とし、その設立や組合員の加入は任意とされておりましたが、昭和34年の法改正により、原則、被用者保険の被保険者以外のすべての住民が加入する医療保険として、社会保障制度の一翼を担っているところであります。 また、日本国憲法第25条が規定され、国民の「安</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再－１ 社会保障制度としての国民健康保険について</p> <p>「北海道国民健康保険運営方針改定（原案）」では、「国保制度が相互扶助の精神の下で、被保険者同士が支え合う仕組みを基本としている」と記述していますが、相互扶助を基本としていることについて、法的根拠を伺います。</p> <p>基本は、社会保障であり、国が責任を持って実施する制度ではありませんか。知事の見解を伺います。</p> <p>２ 国保運営方針について</p> <p>現在示されている「北海道国保運営方針改定案」では、保険者の政策による法定外繰り入れを「赤字」とみなし削減・解消する対象としています。都道府県がすべき広域事務・連絡調整補完事務に照らし、越権であり、市町村自治権の侵害ではありませんか、伺います。市町村の政策を尊重し、市町村の法定外繰り入れと保険料の決定は認められるべきではありませんか。</p>	<p>心」や生活の「安定」を支えるセーフティネットとして、様々な社会保障制度の整備が進み、そのひとつとして、国民皆保険が実現し、国保制度はその最後の砦となっているところでございます。</p> <p>【知事】</p> <p>国民健康保険制度についてであります。国民健康保険は、社会連帯と相互扶助の理念に基づき、被保険者の負担能力、受益の程度等に応じて徴収する保険料によって賄うことを基本とするとの国の見解が示されており、国民皆保険を支える基盤として重要な役割を果たしているものと認識をしております。</p> <p>【保健福祉部長】</p> <p>市町村の一般会計からの繰入等についてでございますが、国民健康保険を安定的に運営していくためには、原則として、保険料や国庫支出金等で必要な支出を賄い、財政収支の均衡を図ることが重要であると認識してございます。</p> <p>このため、道が策定した国保運営方針においては、収入不足による決算補填目的の法定外繰入などの市町村国保会計の赤字について、加入者負担に配慮をしながら、赤字削減・解消計画を策定し、段階的な解消に取り組むこととしているところでございます。</p> <p>保険料は市町村において決定しますが、道といたしましては、その際、法定外繰入も含め市町村で適切に判断されるものと考えておりまして、今後とも市町村と十分に協議を行いながら、収納率の向上対策など赤字解消に向けた様々な取組について、地域の実情に応じた必要な助言を行い、国保制度が将来にわたって安定的に運営されるよう努めてまいります。</p>